

消防同意の審査をスムーズに行うための留意事項

千葉市消防局予防部指導課

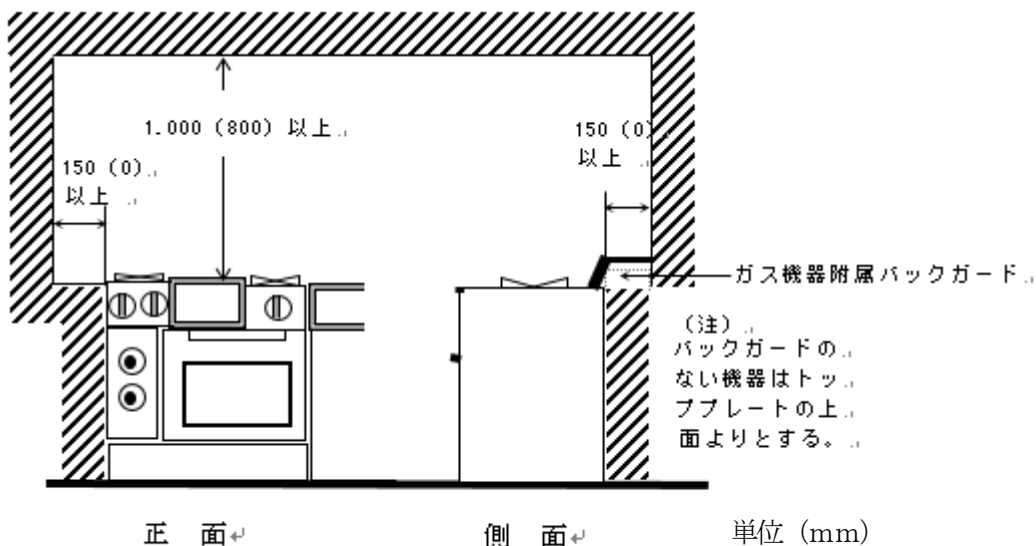
消防同意の審査をスムーズに行うために、消防同意の審査時によくある指摘をもとに、申請時に留意していただきたい点を例示しましたので、申請時の参考としてください。

1 火気設備、器具等

● 厨房設備（千葉市火災予防条例第3条の4）

- ・ 厨房設備については、厨房機器リストを添付する等、入力（最大の消費熱量）の合計を明記してください。
- ・ 入力合計350kW以上の場合、不燃材料により区画され、かつ、開口部に防火設備を設けた室内に設置が必要となります。
- ・ こんろの周囲150mm（IHの場合20mm）及び上方1000mm以内は可燃物からの離隔距離を確保するか、防火構造と同等以上の防火性能とする旨を明記してください。
- ・ 五徳から不燃材料であるレンジフード、吊り戸棚下端まで800mm上の離隔距離を確保してください。
- ・ 火気用排気ダクトは内面が滑らかなもの（スパイラルダクト等）を使用し、ロックウール50mm巻等により断熱処理する又は同等以上の安全性を確保できる措置を講じる旨を明記してください。

なお、火気用のダクトにフレキシブルダクト（フレキ管）の使用は認められません。



(注) () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。

● 給湯湯沸設備（千葉市火災予防条例第8条の2）

- ・ 屋外避難階段から周囲2m以内に設置する給湯器は扉内設置型としてください。
- ・ 屋外階段の正面に設置する場合は、扉内設置型としてください。
- ・ 上記階段付近等以外の場所において、パイプシャフト内等に設置する場合は、電気配線に防爆処理を施す又は扉上下にそれぞれ見付面積の5%かつ500cm²以上の換気口を設けてください。
- ・ 吹出し口の高さは床面から1800mm以上としてください。

● 変電設備（千葉市火災予防条例第11条）

- ・ 変圧器の容量（kW）及び種別（乾式・油入）を明記してください。
- ・ 屋外設置の場合は、建築物等との離隔を3m以上確保するか、消防長が認める構造のキュービクル式としてください。（ただし、変電設備の周囲3m以内に存する建築物等の外壁を不燃材で造り、かつ、開口部を防火設備とした場合は除く。）

● 内燃機関を原動力とする発電設備（千葉市火災予防条例第12条）

- ・ 全出力（kW）を明記してください。

2 防火に関する規定関係

- ・ 延焼のおそれのある部分（延焼ライン）を明記してください。
- ・ 耐火建築物、準耐火建築物の延焼のおそれのある部分（延焼ライン）にかかる開口部を防火設備としてください。
- ・ 非常用進入口（又は代替進入口）を明記してください。
- ・ 防火区画を明記してください。

3 無窓階算定（消防法施行規則第5条の3）

- 無窓階算定は下記を参考に、必ず各階算定してください。

無窓階とする場合、若しくは、算定後に無窓階となる場合もその旨を明記してください。

※「有効な開口部の要件」

- 直径50cm以上の円が内接することができる開口部である。
- 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅75cm以上・高さ1.2m以上の開口部を2以上有する。（10階以下の階）
- 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内である。
- 開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面している。（10階以下の階）
- 開口部は、格子等がなく内部から容易に避難できる構造であり、かつ、外部から容易に開放し又は容易に破壊することにより進入できる構造である。
- 開口部は、開口のため常時良好な状態で維持されている。
- 上記の有効な開口部の面積が、当該階の床面積の合計の1/30以上ある。
- 算入開口部の内側、外側は有効幅員1m以上確保する。（什器や植栽、駐車場所等に注意）
- 算入開口部の有効寸法、ガラス種類、内鍵、シャッターの有無を明記する。

表-1

構造	ガラスの種類	ガラス厚	無窓階の判定	
			足場付き	足場なし
はめ殺し	普通ガラス	6.0mm以下	○	○
	線入りガラス 網入りガラス	—————	×	×
	強化ガラス	5.0mm以下	○	○
	超耐熱性結晶ガラス	5.0mm以下	○	○
	合わせガラス	—————	×	×
	複層ガラス (二枚重ね)	構成するガラスごとに本表により評価し、全体の判断を行う。		
屋内でロックされているガラス窓	普通ガラス	6.0mm以下	○	○
		6.0mmを超え10.0mm以下	△	×
	線入りガラス 網入りガラス	6.8mm以下	△	△
		6.8mmを超え10.0mm以下	△	×
	強化ガラス	5.0mm以下	○	○
	超耐熱性結晶ガラス	5.0mm以下	○	○
	合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下 +PVB30mil +フロート板ガラス6.0mm以下	△	△
		網入りガラス6.8mm以下 +PVB30mil +フロート板ガラス5.0mm以下	△	△
		フロート板ガラス5.0mm以下 +PVB60mil +フロート板ガラス5.0mm以下	△	×
		網入りガラス6.8mm以下 +PVB60mil +フロート板ガラス6.0mm以下	△	×
フロート板ガラス3.0mm以下 +PVB60mil +型板ガラス4.0mm以下		△	×	
複層ガラス (二枚重ね)		構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入りガラス及び線入りガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。		

凡例 ○ 開口部全体を有効開口部として取り扱う。

△ ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分。

ただし、引き違い戸の場合、おおむね1/2を有効開口部とする。

× 有効開口部として取り扱うことができないもの。

PVB ポリビニルブチラール膜（合わせガラスの中間膜）を表す。

※30mil：0.76mm、60mil：1.52mm

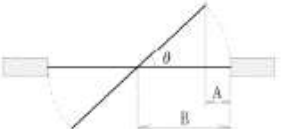
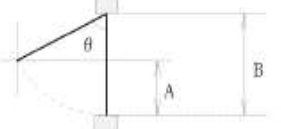
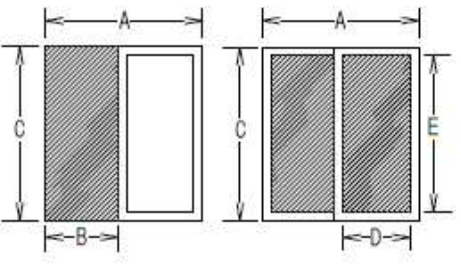
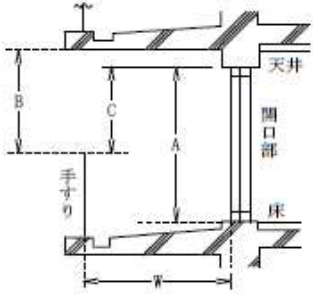

注① 普通ガラスとはフロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）及び熱線反射ガラス（JIS R 3221）等をいう。

注② 低放射ガラス（通称Low-Eガラス）については、基板となるガラスの基準を準用すること。

注③ 「足場付き」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられ、破壊したガラスが落下する虞のないもの。

注④ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により表-2により判断すること。

第5-2表

	型 式	判 定
突き出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)		<p>B×Cを原則とする。 なお、第5-1表右欄の無窓階判定において○の場合は$2 \times E \times D$とすることができる。</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは1.2m以下とする。 (注) バルコニー幅員Wがおおむね0.6m以上の場合に限る。これ以外はCを開口寸法とする。</p>
シャッターとガラス		<p>有効開口面積 A+B ガラス戸 (A, B) 及びシャッターが前2の開口部の構造に適合するもの</p>

4 消防用設備等

● 消火器（消防法施行令第10条、消防法施行規則第6条・第7条、千葉市火災予防条例第34条の4・34条の5）

- ・ 防火対象物の各階の各部分から、歩行距離20m以内に設置してください。
- ・ 千葉市火災予防条例第34条の4に該当する場合、消火器を設置してください。
- ・ 千葉市火災予防条例第34条の5に該当する場合、大型消火器を設置してください。

● 屋内消火栓設備

（消防法施行令第11条、消防法施行規則第11条の2・12条、千葉市火災予防条例第34条の6）

- ・ ポンプ室（加圧送水装置の設置室）を屋内に設ける場合、不燃材料により区画し、かつ、開口部（換気口含む）に防火設備を設け、配管等の貫通部は区画貫通処理を施した室としてください。
- ・ 加圧送水装置は「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合させてください。（原則、認定品としてください。）
- ・ 壁や什器等により放水できない部分が生じないように、屋内消火栓のホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離を考慮し、各部分を有効に消火できるよう設けてください。
- ・ 配管の種類を明記してください。
- ・ 補助用高架水槽又は補助ポンプにより、配管内を充水するようにしてください。
- ・ 非常電源に関する図書を添付してください。
- ・ 千葉市火災予防条例第34条の6第4項により、屋上に放水口を設けてください。なお、以下の要件のいずれにも適合する場合は同条例第34条の17の特例により放水口は特例免除できます。
 - ① 最も圧力が低くなると考えられる消火栓で放水試験が可能である
 - ② 建物使用者が放水訓練可能な消火栓を有する

● スプリンクラー設備

（消防法施行令第12条、消防法施行規則第12条の2～14条、千葉市火災予防条例第34条の7）

- ・ ポンプ室（加圧送水装置の設置室）及びアラーム弁室を屋内に設ける場合、不燃材料により区画し、かつ、開口部（換気口含む）に防火設備を設け、配管等の貫通部は区画貫通処理を施した室としてください。
- ・ 加圧送水装置は「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合させてください。（原則、認定品としてください。）
- ・ 補助散水栓は、壁や什器等により放水できない部分が生じないように、ホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離を考慮し、ヘッド未警戒部分を有効に消火できるよう設けてください。
- ・ 配管の種類を明記してください。
- ・ 補助用高架水槽又は補助ポンプにより、配管内を充水するようにしてください。
- ・ 非常電源に関する図書を添付してください。
- ・ 水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合、規定の放水性能（0.02MPa・150/分）が確保可

能か、水道事業者と事前に協議してください。

● 自動火災報知設備

(消防法施行令第21条、消防法施行規則第23条、第24条、第24条の2、千葉市火災予防条例第34条の10)

- ・ 関係図面（機器仕様がわかる凡例、系統図、平面図）を添付してください。
- ・ 平面図に警戒区域線及び警戒区域番号を明記してください。
- ・ 各階の各部分から地区音響装置までの水平距離が2.5m以下となるよう設置してください。
- ・ 各階の各部分から発信機までの歩行距離が5.0m以下となるよう設置してください。
- ・ 物入れ等には感知器を設置してください。（水平断面積1m²未満の場合は特例で免除可能です。）
- ・ 受信機は「常時人がいる場所」に設置してください。また、外部から受信機に至るまでに存する各扉は、自動火災報知設備と連動した電気錠の解錠等により、非常時において進入可能としてください。（24時間職員等が常駐する場合は除く。）
- ・ 受信機と発信機の等級（P型1級等）の整合をとってください。
- ・ 鳴動方式（一斉鳴動・区分鳴動）を消防法施行規則第24条第5号ハ、同第5号の2ロに適合させてください。
- ・ 地階、無窓階、11階以上の階に設置する感知器は煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器としてください。（特定防火対象物又は(15)項の防火対象物に限る）なお、この場合、喫煙室内についても原則上記煙感知器等としてください。
- ・ 天井裏の高さが50cm以上ある場合、感知器が必要です。（主要構造部を耐火構造とした建築物を除く。）なお、この場合、感知器については天井裏まで達する間仕切り及び天井裏の梁等で区画される部分毎に設置し、上記対応が判別できる凡例（天井裏まで達する間仕切り等の表記）を付してください。
- ・ 受信機を同一敷地内の別棟に設置する場合、受信機設置場所と同時通話可能な装置を設置してください。
- ・ 屋内消火栓設備図面と自動火災報知設備図面で機器収容箱の設置位置の整合をとってください。
- ・ 可動間仕切り等を設置する場合、間仕切りを設置した場合を考慮し、感知器を設置してください。
- ・ 特定一階段等防火対象物の場合、階段の感知器設置の垂直距離は7.5m以下としてください。
- ・ 消防法施行令第21条に該当しなくても、千葉市火災予防条例第34条の10第1項に該当する場合、自動火災報知設備の設置が必要となります。

● 避難器具（消防法施行令第25条、消防法施行規則第27条、千葉市火災予防条例第34条の12）

- ・ 避難器具設置要否の検証のため、各階の収容人員を算定してください。
- ・ 金属製避難はしご（ハッチ式）は、外吊りとし隔板及び上下ハッチから600mm以上の離隔距離を確保してください。
- ・ 避難空地を確保してください。

- ・ 避難階又は地上から道路までの避難通路（避難空地の最大幅員以上。1 mを超えるものは幅員1 m以上）確保し、当該通路を配置図等に明記してください。
- ・ 吊り下げ式の避難はしごを設置する場合、次の事項に留意してください。
 - ア 壁支持できる位置とするか、壁支持不要な器具としてください。
 - イ 展張した方向に開口部を設ける場合、網入りガラス又は同等以上の強度を有するものとしてください。
- ・ 降下空間を確保してください。（物干し金物や室外機その他降下障害となるものは設置しないでください。）
- ・ 特定一階段等防火対象物に設置する場合、次のいずれかに適合させてください。
 - ア 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設置（概ね2㎡以上）
 - イ 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの（例 固定はしご）
 - ウ 一動作で容易かつ確実に使用できるもの（一動作式の避難器具）
- ・ 特定一階段等防火対象物に設置する場合、下記の標識を設置する旨を明記してください。
 - ア 避難器具設置場所出入口に「避難器具設置場所」であることが容易に識別できる標識
 - イ 避難器具が設置される階のエレベーターホール又は階段室の出入口の見やすい箇所に避難器具設置場所等を明示した標識
- ・ 避難器具の種別は、当該器具の利用者を考慮し選定してください。（例 社会福祉施設等に設置する避難器具は、原則としてすべり台としてください。）
- ・ 千葉県火災予防条例第34条の12第1項に該当する場合、避難器具を設置してください。

● 誘導灯

（消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2、第28条の3、千葉県火災予防条例第34条の13）

- ・ 機器凡例（誘導灯の等級）を明記してください。
- ・ 通路誘導灯の記号には「矢印」を明記してください。
- ・ 階段に階段通路誘導灯を設置してください。（非常照明の設置ある場合を除く。）
- ・ 規則第28条の3第4項第3号に該当する防火対象物は等級をA級又はBH級等としてください。
- ・ 避難口上部に設置できない避難口誘導灯は、矢印付きの避難口誘導灯（概ね3m以内）としてください。
- ・ 避難経路上にある扉・ドアは非常時でも開放できる必要がありますので、次の例を参考に措置を講じてください。
 - ア 電気錠の設置がある場合…自動火災報知設備連動解錠の措置
 - イ 自動ドアの設置がある場合…停電時手動開放可能なもの
- ・ 避難経路上の扉・ドアにシリンダー錠は設置しないでください。
- ・ 千葉県火災予防条例第34条の13第1項又は第2項に該当する場合、誘導灯を設置してください。
- ・ 避難口に設ける戸は、原則外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造としてください。

5 住宅用防災機器（住宅用火災警報器）

- ・ 「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成 17 年総務省令第 11 号）に定める技術上の規格に適合するものであること。
- ・ 住宅用防災機器は検定品を使用してください。※鑑定品（NS マーク）の設置は H31. 3. 31 まで

6 消防用設備等の非常電源

● 非常電源専用受電設備

- ・ 「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）に適合させてください。（原則、認定品としてください。）

● 自家発電設備

- ・ 「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合させてください。（原則、認定品としてください。）

7 その他（関連リンク）

● 千葉市消防局消防用設備等技術基準

- ・ 上記内容のほか、千葉市における消防用設備等についての設置基準を示した「消防用設備等技術基準」を下記のリンクに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/shido/shoubousetsubi.html>

- ・ 火を使用する設備等の規制に関しては「千葉市火災予防条例」をご確認ください。

https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000705.html